

北海道

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		5.6E-3	3.6E-1	3.1E+1	31.1
64	エトフェンプロックス	2.5E+1	9.3E+0	2.1E+1	6.9E+0	62.2
117	テブコナゾール				2.6E+0	2.6
139	トラロメリン			2.1E+0	8.5E-1	3.0
140	フェンプロパトリン			3.0E+0		3.0
153	テトラメリン	2.2E+2	6.6E+0	2.7E+2		495.3
181	ジクロロベンゼン	4.4E+2	1.4E+2			575.1
225	トリクロロホン		4.8E+0			4.8
248	ダイアジノン		4.4E-1			0.4
251	フェニトロチオン		1.1E+2	3.7E+0		115.3
252	フェンチオン	4.9E+0	4.3E+1	4.9E+0		52.4
256	デカン酸				4.3E-2	0.0
350	ペルメリン	4.0E+1	2.9E+1	4.3E+1	2.4E+1	135.8
405	ほう素化合物		5.2E-1	3.7E+1	1.2E+0	38.3
427	カルバリル			1.9E+2		194.5
428	フェノブカルブ			1.2E+2	7.4E+1	195.0
457	ジクロロボス	8.6E+1	4.8E+2			568.3
合 計		8.1E+2	8.3E+2	7.0E+2	1.4E+2	2477.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等